

速



北陸中日新聞

報

「脳死は人の死」成立

15歳未満臓器提供に道

参院 移植法初の改正

「脳死は一般的に人の死」と位置付け、臓器提供の年齢制限を撤廃、本人が生前に拒否表明していなければ家族の同意で可能になる改正臓器移植法（A案）が十三日午後の参院本会議で可決、成立した。

同法が一九九七年六月に成立して初の改正。国内で十五歳未満の子どもからの臓器提供に道を開くが、救命救急医療が十分に行われなくなるのではとの懸念も根強い。国会審議で提出者は「法的には脳死が人の死となるのは臓器提供の場合だけ」と説明したが、脳死を限定的にとらえた現行臓器移植法の規定を削除し、脳死の定義を転換する。